

【別紙】認定こども園運営法人の選定方法及び選定基準について

1 選定方法について

(1) 選定方法

- ①選定は町が設置する「認定こども園運営法人選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査、面接審査を行い、「認定こども園公募選定採点表」により審査・評価します。最終的に、選定委員会の審査・評価の結果を踏まえて、最もふさわしいと認める法人を選定し、町長が決定します。
- ②選定方法は、選定委員会による提案内容等についての書類審査を行った後、面接審査を行います。
- ③面接審査は、応募事業者が提案内容のプレゼンテーション（30分程度）を行い、その後応募事業者の代表者との面接を行います。
- ④審査の必要に応じて、応募事業者が運営している子ども園等の現地調査を行なうことがあります。現地調査を実施する場合は、応募事業者に別途通知します。
- ⑤選定結果については、全ての応募事業者に通知します。また、町ホームページでも公表します。

(2) 選定にあたっての注意事項

- ①提出書類に虚偽や記載の不備があった場合は失格とします。
- ②選定結果に対しては、いかなる異議の申し立ても受け付けません。

※書類審査及び面接審査の結果、第1位の候補者に選定された事業者が、募集要項中、「4 応募資格」の要件を満たさなくなったとき、又は「5 応募制限及び失格事項」に該当すると認められる行為をしたことが判明した場合等は、第2位の候補者に選定された法人を選定します。また、審査の結果、該当なしとする場合があります。

2 選定基準について

(1) 書類審査のための提出書類一覧

	大項目	評価項目	様式
1	法人の状況	①法人の概要	3-1
		②法人が運営する施設一覧	3-2
		③運営施設に対する評価等の状況	3-3
		④法人の基本理念、基本方針等	3-4
		⑤応募動機	3-5
		⑥法人の財務状況	3-6
2	全体計画	①基本理念	4-1
		②開園日・開園時間と特別保育事業	4-2
		③定員設定とその考え方	4-3
		④職員確保と人事育成の考え方	4-4
		⑤保育教諭等の配置の考え方	4-5
		⑥認定こども園長予定者等の履歴書	4-6
		⑦収支予算計画書	4-7
		⑧保育料以外の保護者負担	4-8
3	園の運営	①教育・保育計画の概要	5-1
		②支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応	5-2
		③食育及び給食提供の考え方	5-3
		④安全対策・危機管理体制	5-4
		⑤地域との連携等及び子育て支援	5-5
		⑥保護者に対する支援	5-6
		⑦町立施設からの移管に関する提案	5-7

(2) 面接審査にあたっての審査項目、選定基準及び配点

認定こども園公募選定採点表

審査項目	選定基準	配点
(1)応募した動機について	①応募した動機について	5
(2)認定こども園運営の基本理念等について	①認定こども園における理念や運営について事業者の考え方について	10
(3)教育・保育内容について	①年齢ごとの目標、ねらい、内容 ②地域子ども・子育て事業等（延長保育、支援を要する児童保育等）について ③幼稚園部の教育内容について	20
(4)給食・調理について	①給食に対する考え方、実施方法、衛生管理、食育等への対応や実施内容について	5
(5)家庭及び保護者との信頼関係の構築について	①家庭及び保護者との信頼関係を築くための取り組みや情報提供の方法等について	10
(6)関係機関との連携及び地域との交流・連携について	①地域の子ども園として、地域住民や関係機関との交流・連携についての取り組みについて	5
(7)事故防止・安全対策について	①園内外での事故防止対策、安全対策や災害時に備えた避難訓練、不審者対策等考え方や取り組みについて	10
(8)職員配置等について	①職員配置計画について ②職員の採用計画、職員年齢のバランスについて	10
(9)職員の研修について	①職員研修に対する考え方や職員研修についての取り組みについて	5
(10)管理運営	①安定した管理運営を継続できる事業者の経営基盤、経営能力、運営実績	10
(11)総合評価	①総合的観点からの評価（熱意、課題への認識や取り組みの考え方）	10
合計点数		100